

## 外郭団体のあり方に関する指針の一部改正の骨子案

### 1 目的

本市では、平成 29 年 8 月に「外郭団体のあり方に関する指針」を策定し、団体のあり方や市の関与のあり方を整理し、団体における公正で透明性の高い運営・経営状況の健全性の確保等を図るため、各団体に対して必要な助言・指導等を行ってきました。

団体の設立目的等の検証に関する項目を追加するなど、本市における外郭団体を取り巻く状況を踏まえ、内容の一部改正を行います。

### 2 主な改正内容

- (1) 元市職員が団体役員に就任する場合の定義を明確とする事項の追加及び元市職員の役員就任に係る年齢要件を民間事業者の実態等を踏まえ拡大します。
- (2) 団体の設立目的等の検証に関する事項を追加します。
- (3) 団体の重要事項等の実施に係る市への事前共有・協議事項の要請に関する事項を追加します。
- (4) 団体の特性に応じた関与に関する事項を追加します。

### 3 施行予定

令和 9 年（2027 年）1 月の施行を予定しています。